

証券コード 6838
2026年1月14日

株 主 各 位

東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル11階

株式会社 多摩川ホールディングス

TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

代表取締役社長 棚 沢 徹

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第58回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tmex.co.jp/>

上記ウェブサイトにアクセスして、「IR情報」「IRニュース」の順に選択してご覧ください。

また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月28日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号
株式会社多摩川電子 3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第58期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権を有する株主ではない代理人及び同伴の方などはご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会に出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をお願い申しあげます。また、体調不良と見受けられる株主の皆様には、運営スタッフがお声がけする場合がありますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

- ◎議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・「連結計算書類」の「連結注記表」
 - ・「計算書類」の「個別注記表」

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
 2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2026年1月28日（水曜日）の午後6時までに行使されますようお願いいたします。
 3. 書面とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
 4. インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
 5. 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
 6. 電磁的方法による招集通知の発送に同意した株主様には当該株主様から請求があった場合に議決権行使書用紙を送付いたします。
 7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
- なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
8. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号 0120-652-031（受付時間 9:00~21:00）

2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 代行事務センター

電話番号 0120-782-031（受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く）

事業報告

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。なお、決算期の変更に伴い、前連結会計年度は2024年4月1日から2024年10月31日までの7ヶ月の変則決算となっており、そのため、対前年同期比は記載しておりません。

当連結会計年度の日本経済は、米国の通商政策の影響が一部産業に及んだことで企業業績の改善は足踏みし、業況判断も概ね横ばいで推移しました。国内景気は緩やかな回復基調を維持し、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に持ち直し、設備投資も企業収益や省力化投資への対応を受けて回復しました。雇用情勢は人手不足感が続く中で改善し、賃金も増加しましたが、消費者物価は前年比約3%上昇し、企業物価は横ばいでました。先行きは消費・投資の持ち直しが期待される一方、通商問題や消費者マインドの動向に留意する必要があります。

また、当社の主力である電子・通信機器事業においては、売上高の半分以上を占める官公庁向け製品の対象となる国家予算が増額されています。さらに再生可能エネルギー事業においては、2025年2月に第7次エネルギー基本計画が経済産業省から発表され、2040年に向けて再生可能エネルギーによる発電電力量を、2022年の0.218兆kWhから2040年には0.44～0.60兆kWhに一層高める計画が示されています。

このような経営環境のもと、電子・通信用機器事業につきましては、5G関連市場および官公庁・公共関連市場を中心に拡販を進めるとともに、新規市場や顧客開拓にも注力し、事業領域の拡大を積極的に推進しております。また、「製品の高付加価値化」「事業領域の拡大」「大学・研究機関との共同開発」を継続的に進め、自社開発品の提案強化にも取り組んでおります。

その結果、従来のアナログ高周波無線製品に加え、業務用無線向け光関連製品、高速処理が求められるデジタル信号処理装置、大容量データ伝送に対応するミリ波帯・テラヘルツ帯製品など、成長性の高い分野において引き合いが増加しております。さらに、当社の高周波技術を活かし、半導体製造装置市場への展開も進んでおります。

通信事業者各社は、5G通信の品質向上やネットワーク最適化、カーボンニュートラル実現に向けた設備投資を進めています。その中で、設備重複や過剰投

資を避けつつ環境負荷とコストを低減する施策として、インフラシェアリングが本格的に広がっております。当社では、この需要拡大を確実に捉えるため、インフラシェアリング関連機器の販売拡大を重要戦略として位置付けております。ベトナム工場の量産体制と高品質生産を活かし、低成本と高品質を両立した製品供給体制を構築し、市場競争力の強化につなげています。

官公庁・公共関連市場では、国家予算の大幅増加に伴い官公庁向け需要が急拡大しており、当社でも大型プロジェクトの受注が相次いでおります。今後も増加する受注に対応できるよう、必要な人員の確保、設備の増強、及び生産スペースの最適化を計画的に実施し、着実な生産体制の整備に注力しております。これにより、納期と品質を両立した安定的な事業運営を確保し、業績の持続的拡大を目指してまいります。

FA・計測分野においては、半導体信頼性試験装置の需要が増加しており、半導体産業が国策として推進される中、先端プロセスへの投資も今後さらに拡大していくことが見込まれます。当社は通信用半導体に不可欠な高周波技術を強みに、半導体設備市場への展開を進めてまいります。

今後も、積極的な事業領域の拡大と自社開発品の提案強化を通じて、電子・通信用機器事業全体として安定的かつ持続的な事業基盤を確立するとともに、当社グループの収益拡大と企業価値向上に向けた取り組みを継続してまいります。

再生可能エネルギー事業につきましては、金融機関からシンジケートローン方式で調達した資金をもとに開発した小形風力発電所30基が本格的に稼働を開始しているほか、保有している太陽光発電所も順調に売電を行っております。今後も開発基数の増加に向けた取り組みを加速させることで、売電により安定して収入を確保できる収益基盤の確立を目指してまいります。これに加えて、再生可能エネルギー普及に対する社会の要請により、太陽光発電所、小形風力発電所に対する購入の引き合いが高まっていることも勘案して、お客様のニーズに基づいた発電所の開発・売却も進めております。

また次世代電力ネットワークの構築に向けて蓄電池やDR（ディマンド・リスペンス）等による調整力の確保、系統・需給運用の高度化を進め、再生可能エネルギーの変動性への柔軟性も確保しつつ、再生可能エネルギーの主力電源化・長期安定電源化を目指すことが、経済産業省の第7次エネルギー基本計画として、2025年2月に閣議決定されています。当社におきましては子会社「株式会社多摩川エナジー」内で、蓄電池を活用した系統用蓄電所事業の調査・検討を進めてまいりましたが、2025年10月に系統用蓄電所を建設することを目的に当該事業用地・発電権利の購入・発注を行うと共に、当社が利用する計画のない系統用蓄電所の事業用地・発電権利の他社への売却も進めております。さらにインドネシア東ヌサ・トゥンガラ州フローレス島の小水力発電所プロジェ

クトの2026年6月中の完成・連系など、未来へ向けた電源の多様化にも着手し、再生可能エネルギー事業全体として安定した事業基盤の確立を目指しております。当社では従来から進めている太陽光発電所、小形風力発電所の開発を通じて培った発電所開発ノウハウを活用すると共に、収益性・機動性を確保して事業リスクの分散を図ることを目的に、新たな再生可能エネルギー電源の開発に向けて、継続的なCO2の削減に貢献してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は、5,787百万円、売上高は、5,587百万円となりました。損益面については、営業利益278百万円、経常利益231百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額△58百万円の計上などにより268百万円となりました。

電子・通信用機器事業につきましては、需要も安定的に増加し続けており、今後も堅調に推移していくことが予測される移動体通信分野（インフラシェアリング）と官公庁・公共関連市場の販売拡大活動を中心位置づけ、新規案件の獲得に注力してまいります。また、新たな市場への参入など、積極的な事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、電子・通信用機器事業全体としての安定した事業基盤を確立するべく、引き続き当社グループの収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再生可能エネルギー事業につきましては、同事業の業容拡大を図るべく、投資活動を積極的に行ってまいります。当社グループは従来以上にCO2削減、地球温暖化への対策にグループ全従業員と共に取り組み、当社を取巻くステークホルダーの皆様にESG経営への積極的な情報開示及びSDGs目標達成に向けて挑戦をしてまいります。

事業の種類別セグメントの経営成績の状況は、以下のとおりです。

a. 電子・通信用機器事業

電子・通信用機器事業については、受注高は5,259百万円となりました。売上高については、期初計画を超えて、5,029百万円となりました。セグメント利益は574百万円となりました。

また、受注残は5,583百万円であり増加している要因は、世界的な半導体や非鉄金属材料の長納期化により、顧客との契約納期が長期化しているためです。同様に、棚卸資産（部品・材料、仕掛品、及び製品在庫）についても、部品材料の先行手配により増加傾向となっております。

b. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業については、これまで銀行による協調融資、サステナブル融資の資金も活用しながら、太陽光、小形風力発電所の開発を取り組んでまいりましたが、当社が開発・保有している北海道・東北の小

形風力発電所や長野県、茨城県、山梨県などの高圧、低圧太陽光発電所は、順調に売電しております。これに加えて、お客様のニーズに基づいた発電所の開発・売却、当社が利用する計画のない系統用蓄電所の開発権利の売却、並びに今までに売却した発電所の管理・メンテナンス、発電所の建設・修繕に伴う工事請負等により、売上高は558百万円、セグメント利益は74百万円となりました。

事 業 区 別	売 上 高	受 注 高
電子・通信用機器事業	5,029百万円	5,259百万円
再生可能エネルギー事業	558百万円	528百万円

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、606百万円であり、その主なものは、電子・通信用機器事業における開発・製造用計測器などの設備の増加によるものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、主に電子・通信用機器事業において、生産能力拡大に伴う設備投資の資金として、長期借入金380百万円を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第55期 (2023年3月期)	第56期 (2024年3月期)	第57期 (2024年10月期)	第58期 (当連結会計年度 (2025年10月期)
売上高(千円)	3,294,497	4,153,982	2,356,418	5,587,974
親会社株主に帰属する当期純利益又は(千円) 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△482,787	△443,350	△113,693	268,648
1株当たり当期純利益又は(円) 1株当たり当期純損失(△)	△80.82	△71.02	△17.50	41.23
総資産(千円)	8,636,293	9,574,075	9,842,562	11,276,172
純資産(千円)	5,002,146	4,888,534	4,684,756	5,471,326
1株当たり純資産額(円)	829.73	751.47	720.10	837.48

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2 第57期につきましては、事業年度の変更に伴い、2024年4月1日から2024年10月31日までの7ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第55期 (2023年3月期)	第56期 (2024年3月期)	第57期 (2024年10月期)	第58期 (当事業年度 (2025年10月期)
売上高(千円)	161,522	94,258	71,709	146,205
当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	△288,781	△452,525	△206,220	246,127
1株当たり当期純利益又は(円) 1株当たり当期純損失(△)	△48.34	△72.49	△31.75	37.78
総資産(千円)	4,028,407	3,647,890	3,332,476	3,615,732
純資産(千円)	3,455,311	3,303,511	3,074,887	3,388,659
1株当たり純資産額(円)	572.74	507.37	472.17	518.22

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2 第57期につきましては、事業年度の変更に伴い、2024年4月1日から2024年10月31日までの7ヶ月間となっております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社多摩川電子	310百万円	100.0%	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
株式会社多摩川エナジー	10百万円	100.0%	再生可能エネルギー事業及びそれに附帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー3	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー3-A	3百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーC	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーD	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーE	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーF	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーG	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーH	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーI	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーJ	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジーK	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
株式会社THD総合研究所	1百万円	100.0%	海外における再生エネルギー事業に係る調査、研究の推進
株式会社多摩川ESGNAC	3百万円	(間接) 100.0%	植物・農産物の生産、加工、販売及び植物・農産物の生産に関する調査、研究、開発
株式会社多摩川インシュアランス	1百万円	(間接) 100.0%	保険の代理店業務
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD	61百万円	(間接) 100.0%	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
THEG PTE. LTD	16百万円	100.0%	再生可能エネルギーに関わる事業全般

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社多摩川電子	神奈川県綾瀬市	1,585,000千円	3,615,732千円

(4) 対処すべき課題

電子・通信用機器事業におきましては、世界的な半導体需給は徐々に改善していますが、AIや電気自動車（EV）需要の高まりにより材料費は高止まりが続いており、円安の影響も加わり、コストが大きく上昇しています。非鉄金属は需給の不安定さが依然として課題であり、原油価格も中東情勢やエネルギー政策の影響で高騰しており、エネルギーや物流コストへの上昇懸念が継続しています。これらの要因により部品材料費や輸送費の上昇が予想され、事業運営の効率化が今後ますます重要となってまいります。

このような状況下で、地政学的緊張の高まりにより国家予算の増加が進んでおり、この結果官公庁関連の需要が急速に拡大しています。当社では生産能力の強化を最重要課題として位置付け、特に技術人材（設計人員、生産人員）の確保においては、業界全体で人材不足が深刻化しており、優れた技術者の確保が競争力を左右する重要な要素となっています。加えて、受注の拡大に対応するために、設備やスペースの拡充を進めるとともに、生産ラインの効率化や最適化も並行して進めてまいります。これらの取組みによって急速に変化する市場に対応し、顧客の期待に応える高品質な製品を安定的に供給する体制を確立してまいります。

再生可能エネルギー事業におきましては、環境配慮に対する世界的な社会の要請は年々高まっており、そのニーズに応えるべく新たな再生可能エネルギー発電所の開拓とその拡大を継続し、持続的な成長を続けることが経営課題であると考え、発電所の保有基数を増やし、売電収入の増強を目指してまいります。

太陽光発電所においては、日本の国際公約「2050年度カーボンゼロ」、「2030年度脱炭素目標2013年度比▲46%」に伴い、お客さまから太陽光発電所を中心に開発の引き合いが増えていることに応え、これまでに蓄積した開発ノウハウを活用し、低コストでの開発が実現できるよう進めております。

また小形風力発電所においては、開発を加速させるために、世界的な経済環境の変化にも対応できる開発体制の構築を、一層強化するとともに、今まで培った再生可能エネルギー発電所の開発ノウハウを活かして、中形風力発電所、系統用蓄電所の開発も進めてまいります。

系統用蓄電所においても、早期の稼働を目指して売電収入の増強につなげてまいります。

当社といたしましては、再生可能エネルギー発電所の開発推進を通じて社会の要請に応え、同時に中長期に向けて企業価値の拡大並びに利益の最大化に努めるべく引き続き尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

事 業	主 要 製 品
電子・通信用機器事業	高周波電子部品（アッテネータ、スプリッタ、カプラ、スイッチ、フィルタ）、光関連・電子応用機器（光伝送装置、周波数コンバータ、アンプ、周波数シンセサイザ、デジタル信号処理装置、映像監視システム、各種試験装置）等
再生可能エネルギー事業	再エネ発電所で発電した電力の販売、また保有する発電所の売却

(6) 主要な営業所及び工場（2025年10月31日現在）

当 社	本社：東京都港区芝
株 式 会 社 多 摩 川 電 子	本社・工場：神奈川県綾瀬市 山梨支所：山梨県甲府市
株 式 会 社 多 摩 川 エ ナ ジ 一	本社：東京都港区芝 鹿児島事務所：鹿児島県鹿児島市
株 式 会 社 G P エ ナ ジ 一 3	本社：東京都港区芝 大間黒岩風力発電所：青森県大間市
株 式 会 社 G P エ ナ ジ 一 3-A	本社：東京都港区芝 佐久市太陽光発電所：長野県佐久市 牛久市太陽光発電所：茨城県牛久市 北杜市太陽光発電所：山梨県北杜市
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 C	本社：東京都港区芝 大間二ツ石風力発電所：青森県大間市
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 D	本社：東京都港区芝 上ノ国町風力発電所：北海道上ノ国町
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 E	本社：東京都港区芝 島田ソーラーシェアリング発電所：静岡県島田市
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 F	本社：東京都港区芝 佐久市太陽光発電所：長野県佐久市 北杜市太陽光発電所：山梨県北杜市
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 G	本社：北海道札幌市 根室風力発電所：北海道根室市
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 H	本社：東京都港区芝
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 I	本社：秋田県秋田市 男鹿風力発電所：秋田県男鹿市
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 J	本社：東京都港区芝
合 同 会 社 G P エ ナ ジ 一 K	本社：東京都港区芝
株 式 会 社 T H D 総 合 研 究 所	本社：東京都港区芝
株 式 会 社 多 摩 川 E SGNAC	本社：東京都港区芝
株 式 会 社 多 摩 川 イ ン シ ュ ア ラ ン ス	本社：東京都港区芝
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD	工 場：Lot C1, Industrial Park No. 3, Viet Tien Commune, Hung Yen Province, Vietnam 営業所：Hoa Hung, Ward 13, District 10, Ho. Hcm.
THEG PTE. LTD	137 Telok Ayer Street, #05-07, Singapore 068602

(7) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子・通信用機器事業	264 (6)名	14名増 (2名減)
再生可能エネルギー事業	6 (1)名	1名増 (一)
全社（共通）	8 (4)名	(一) (1名減)
合計	278 (11)名	15名増 (3名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	(一)	41.0歳	4年1ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年10月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	908,120千円
株式会社東日本銀行	718,800千円
株式会社香川銀行	519,520千円
株式会社千葉銀行	495,784千円
株式会社第四北越銀行	204,717千円
株式会社北洋銀行	204,717千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは、2023年3月期から2024年10月期において、継続して営業損失及び経常損失並びに親会社株主に帰属する当期純損失を計上していたことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識しております。

このような状況を解消すべく、電子・通信用機器事業においては、金融機関からの資金調達の目途をつけて、官公庁関連を含む公共インフラ案件の受注拡大と半導体供給環境の改善による受注済案件の生産拡大により、収益環境が大幅に改善する体制の構築を図ることに、また再生可能エネルギー事業においては、当社が保有する長年にわたる同事業についてのノウハウを活用して、太陽光発電所や小形・中形風力発電所及び系統用蓄電所の開発を拡大させて売電収

入の増強を図ることに取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度において、営業利益278百万円及び経常利益231百万円並びに親会社株主に帰属する当期純利益268百万円を計上したことに加え、今後の事業の一層の拡大を見込める状況にあることから、当連結会計年度末において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は解消したと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 23,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,584,900株（自己株式61,508株を含む）
- (3) 株主数 6,640名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
BNP Paribas Singapore/2S/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited	772,000株	11.83%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	379,100株	5.81%
DBS BANK LTD.	316,600株	4.85%
榎澤徹	249,500株	3.82%
島貫宏昌	179,500株	2.75%
松本憲事	100,000株	1.53%
上田八木短資株式会社	100,000株	1.53%
PY Opulence Investment Pte. Ltd.	71,000株	1.09%
株式会社山河企画	70,000株	1.07%
楽天証券株式会社共有口	52,500株	0.80%

(注) 持株比率は自己株式(61,508株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

第13回新株予約権

2023年3月10日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2023年3月10日
新株予約権の数	14,000個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,400,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	当初行使価額 688円 (注) 2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり796円
新株予約権の行使期間	2023年3月29日～2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	新株予約権個数 9,500個 目的となる株式数 950,000株 保有者数 1名

※当事業年度の末日（2025年10月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1)本新株予約権の目的である株式の総数は、1,400,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄(2)乃至(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)②eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使価額は、当初688円とする。但し、行使価額は本欄(2)の定めるところに従い調整されるものとする。

(2) 行使価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項②に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{新発行} \cdot \\ \text{処分普通} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \hline \text{既発行} \\ \text{株式数} \\ \hline \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{普通株} + \quad \text{時価} \\ \text{行使価} = \text{行使価} \times \frac{\text{式数}}{\text{額}} \quad \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}$$

② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項④bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- c. 本項④bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（当社取締役会の決議に基づく当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項④bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e. 本号a乃至cの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a乃至cにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項②eの場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 b. その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他の必要な事項を書面で通知する。但し、本項②eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第14回新株予約権

2023年9月22日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

決議年月日	2023年9月22日
新株予約権の数	1,165個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	116,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	776円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり465円
新株予約権の行使期間	2023年10月12日～2028年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注）3

新株予約権の行使の条件	<p>(1) 本新株予約権者が2023年10月12日から2028年10月11日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつた場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧ 役員及び従業員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合 						
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。						
保有状況	<table border="0"> <tr> <td>新株予約権個数</td> <td>1,165個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td>116,500株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td>18名</td> </tr> </table>	新株予約権個数	1,165個	目的となる株式数	116,500株	保有者数	18名
新株予約権個数	1,165個						
目的となる株式数	116,500株						
保有者数	18名						

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 沢 徹	株式会社 THD 総合研究所 代表取締役社長 THEG PTE. LTD. Director 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長
代表取締役副社長	小 林 正 憲	株式会社多摩川電子 代表取締役社長
取 締 役	増 山 慶 太	株式会社多摩川エナジー 取締役 株式会社TOPコンサルティング 取締役 税理士法人トップ会計事務所 代表社員 株式会社イーティックステータファーム 社外取締役 杉本電機産業株式会社 社外監査役
取 締 役	上 林 典 子	上林法律事務所 弁護士
取 締 役	鈴 木 淳 一	株式会社多摩川電子 取締役 TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD 社長
取 締 役	日 下 成 人	株式会社クサカ 代表取締役社長
取 締 役	宮 地 司	日本ウェルスシングポール シニアウェルスマネージャー
取 締 役	木 村 力	株式会社多摩川電子 取締役
取 締 役	松 宮 弘 幸	株式会社多摩川エナジー 取締役 当社 経営企画部部長
常 勤 監 査 役	長 濱 隆	株式会社多摩川電子 監査役 株式会社多摩川エナジー 監査役
監 査 役	仲 田 隆 介	やじんき法律事務所 弁護士
監 査 役	古 川 清	れん税理士法人 千葉中央事務所代表社員税理士
監 査 役	辰 奥 博 之	—

- (注) 1. 取締役上林典子氏及び取締役日下成人氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役仲田隆介氏及び監査役古川清氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役上林典子氏及び日下成人氏、監査役仲田隆介氏及び古川清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10,000,000円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬としております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会にて決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が決定方針との整合性を含め、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその検討を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第52回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役4,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長舛沢徹がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額です。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適正に行使されるよう監視し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、取締役会の決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等 の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	50,700 (7,800)	50,700 (7,800)	-	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,600 (8,400)	18,600 (8,400)	-	4 (2)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	活動状況
取締役	上林典子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
取締役	日下成人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	仲田隆介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、弁護士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役	古川清	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、金融庁や税理士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が19回ありました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

①上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと考えております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。

②日下成人氏は、株式会社クサカの経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えております。議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

(2) 報酬等の額（税抜）

	フロンティア監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について取締役から算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、現行定款第42条において、会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い会計監査人であるフロンティア監査法人との間で責任限定契約を締結しております。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際会計基準移行に伴う検証業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の一部子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びグループ各社のコンプライアンスの実現のため、取締役及び従業員全員が遵守すべき行動規範を定め、具体的遵守ルールとして「コンプライアンス規程」を制定する。各取締役はこれらの遵守を率先垂範とともに、周知徹底をはかる。
- ロ. リスク及びコンプライアンスの管理を統括するために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ハ. 社長直属の「内部監査室」を設置し、被監査部門から独立した内部監査体制を整備する。
- 二. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報制度を設け、その利用につき全従業員に周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役及び従業員の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができる方法で保存、管理する。

③ リスク管理に関する体制

- イ. 各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。リスク管理に関する特に重要なものについては取締役会に報告する。
- ロ. リスク・コンプライアンス委員会は、当社及びグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議する。
- ハ. 内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が、体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び監査を行う。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また必要と認められる場合は、適切な管理のもとに、電子書面決議を行うことができる。

- 口. 取締役会は、当社及びグループ会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、グループ会社の遵法体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- ロ. グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
- ハ. 監査役は内部監査室と連携をはかり、業務適正化に関する子会社の監査を行いう。
- 二. グループ会社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
- イ. 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ロ. 取締役及び従業員は、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告、または内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わない。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ロ. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができる。また社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ハ. 監査役は、いつでも役職員に対し、業務執行に関する事項の説明を求めることができる。
- 二. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 代表取締役社長は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。

- ロ. 内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（改善状況）を把握、評価し、それを代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において継続的に様々なリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めています。

内部監査室については独立した観点から定期的に内部監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項が無いかを検証しております。

常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内的重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重要な違反等が無いよう監視をしております。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的且つ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業展開や経営基盤の強化、また、今後の急速な技術革新に備え、継続的な安定成長を目指しつつ、重点的且つ効率的に投資することで、有効に活用していくことを目指しております。

この方針のもと、当期の年間配当金は、1株当たり5円とさせていただきます。

次期配当につきましては、来期以降も更なる事業規模の拡大及び収益の最大化を目指しておりますので、1株につき5円を見込んでおりますが、最終的な配当金額は今後の経営環境などを踏まえ判断していきたいと考えております。

今後も全社一丸となって、一層の収益力の向上及び企業体質の強化を図り、早期に株主の皆様にさらなる利益還元できるよう取り組んでまいります。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,234,815	流動負債	2,374,961
現金及び預金	1,342,652	支払手形及び買掛金	643,034
受取手形、売掛金及び契約資産	2,065,512	短期借入金	471,148
商品及び製品	330,129	1年内返済予定の長期借入金	390,233
仕掛け品	1,569,497	リース債務	3,018
原材料及び貯蔵品	769,841	未払金	84,756
前渡金	50,366	未払法人税等	156,566
その他の	142,580	契約負債	71,232
貸倒引当金	△35,763	前受金	9,603
固定資産	5,039,126	賞与引当金	246,639
有形固定資産	3,787,268	製品保証引当金	127,267
建物及び構築物	122,978	その他の	171,457
機械装置及び運搬具	2,527,815	固定負債	3,429,884
工具、器具及び備品	242,649	長期借入金	2,845,417
土地	511,841	リース債務	8,192
建設仮勘定	381,984	繰延税金負債	72,171
無形固定資産	25,643	退職給付に係る負債	356,940
営業権	5,539	資産除去債務	13,260
ソフトウエア	20,103	その他の	133,901
その他の	0	負債合計	5,804,845
投資その他の資産	1,226,214	純資産の部	
投資有価証券	735,216	株主資本	4,950,499
長期貸付金	50,000	資本金	2,710,814
繰延税金資産	84,680	資本剰余金	1,798,855
その他の	356,317	利益剰余金	502,223
繰延資産	2,230	自己株式	△61,394
株式交付費	1,130	その他の包括利益累計額	512,723
開業費	951	その他有価証券評価差額金	407,561
創立費	148	為替換算調整勘定	105,161
資産合計	11,276,172	新株予約権	8,103
		純資産合計	5,471,326
		負債純資産合計	11,276,172

連 結 損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,587,974
売 上 原 価	3,895,110
売 上 総 利 益	1,692,864
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,413,963
營 業 利 益	278,901
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,089
受 取 配 当 金	486
受 取 保 險 金	3,907
為 替 差 益	6,666
そ の 他	9,583
營 業 外 費 用	21,734
支 払 利 息	58,405
株 式 交 付 費 償 却	2,340
そ の 他	8,574
經 常 利 益	69,320
特 別 利 益	231,315
固 定 資 産 売 却 益	7,682
投 資 有 価 証 券 売 却 益	124,370
特 別 損 失	132,052
固 定 資 産 売 却 損	953
固 定 資 産 除 却 損	1,303
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	361,112
法 人 税 等 調 整 額	150,628
当 期 純 利 益	△58,165
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	92,463
	268,648
	268,648

連結株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,700,375	1,807,896	233,574	△61,394	4,680,452
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	－	△19,480	－	－	△19,480
新株の発行	10,439	10,439	－	－	20,878
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	268,648	－	268,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	10,439	△9,040	268,648	－	270,047
当期末残高	2,710,814	1,798,855	502,223	△61,394	4,950,499

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△19,644	15,104	△4,540	8,845	4,684,756
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	－	－	－	－	△19,480
新株の発行	－	－	－	－	20,878
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	268,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	427,206	90,057	517,264	△741	516,522
当期変動額合計	427,206	90,057	517,264	△741	786,569
当期末残高	407,561	105,161	512,723	8,103	5,471,326

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	18社
・主要な連結子会社の名称	(株)多摩川電子 (株)多摩川エナジー (株)G P エナジー 3 (株)G P エナジー 3-A (同) G P エナジー C (同) G P エナジー D (同) G P エナジー E (同) G P エナジー F (同) G P エナジー G (同) G P エナジー H (同) G P エナジー I (同) G P エナジー J (同) G P エナジー K (株)T H D 総合研究所 (株)多摩川 E S G N A C (株)多摩川インシュアランス TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD. THEG PTE. LTD.

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結決算日の変更に関する事項

当社は、連結決算日を毎年3月末日としておりましたが、2024年10月21日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、連結決算日を毎年10月31日に変更しております。

この変更に伴い、前連結会計年度の期間は、2024年4月1日から2024年10月31日までの7ヶ月間となっております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTDの決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品 主として先入先出法による原価法

ただし、販売用発電所については個別法による原価法

・製品 主として移動平均法による原価法

・仕掛品 主として個別法による原価法

・原材料 主として移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び太陽光発電所に係る機械装置、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………6年～31年

機械装置及び運搬具……………2年～20年

工具、器具及び備品……………2年～15年

口. 無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア（自社利用分）…3年～5年 (社内における利用可能期間) 営業権……………20年
ハ. リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
③ 縁延資産の処理方法	
株式交付費	3年間の定額法によっております。
開業費	5年間の定額法によっております。
④ 重要な引当金の計上基準	
イ. 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ. 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ. 製品保証引当金	製品販売後に発生する製品保証に伴う費用の支出に備えるため、発生額を個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については、過去の実績率に売上高を乗じた金額を計上しております。
⑤ 退職給付に係る会計処理の方法	
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。	
⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社グループの譲渡制限付株式報酬制度に基づき、いわゆる現物出資構成により当社の取締役及び当社の連結子会社の取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

② 収益及び費用の計上基準

イ. 企業の主要な事業における履行義務の内容

① 電子・通信用機器事業

主に高周波電子部品、光関連・電子応用機器等の製造・販売を行っており、顧客の求めに応じ製品を製造の上、顧客に引き渡すことを履行義務としております。

② 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギーによる発電設備等の仕入・販売事業では、発電設備等の商品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。

再生可能エネルギーによる発電事業においては、自社グループで発電した電力を電力会社に供給することを履行義務としております。

ロ. 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

① 電子・通信用機器事業

製品を顧客に引き渡した時点で、当該製品に係る支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。なお、一部の製品を除く国内販売については、国内において当該商品又は製品の出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であると判断しており、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識しています。

② 再生可能エネルギー事業

発電設備等の仕入・販売事業では、商品を顧客に引渡し、顧客による検収が完了した時点で履行義務を充足したと判断して収益を認識しています。

発電事業においては、発電した電力を電力会社へ常に供給しており、当該供給が完了した時点で履行義務を充足したと判断して、収益を認識しています。

③ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 棚卸資産の評価（再生可能エネルギー売電権利及び発電設備）

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	214,662千円
--------	-----------

仕掛品	101,697千円
-----	-----------

ロ. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

棚卸資産は取得原価で評価しておりますが、収益性の低下が認められる場合には、帳簿価額の切り下げを行う必要があります。

帳簿価額切り下げにおける正味売却価額は、客観的に観察可能な市場が存在しない、売却価格が相対取引により決定される、案件ごとに収益性が異なるという性質から、個別に算定される必要があります。算定においては、将来予測発電量に基づく正味売却価額の見積りに経営者による判断が含まれており不確実性を伴います。

また、見積追加製造原価及び見積販売直接経費につきましては、設置実績をもとにした再調達原価及び購入に付随する費用により算出しております。

・主要な仮定

売電権利の予測発電量を主要な仮定として織り込んでおります。

・翌年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、市場環境の変化により正味売却価額が減少することとなった場合には、評価損計上の処理が追加で必要となる可能性があります。

② 繰延税金資産の回収可能性

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	106,388千円
-------------------	-----------

ロ. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

・主要な仮定

将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、当社事業計画に基づいて見積もった将来の課税所得を前提としております。事業計画は、当連結会計年度末の受注残高の翌期以降の進捗見込み、過年度の実績、市況等を加味し、総合的に勘案した上で算出しております。

・翌年度の連結計算書類に与える影響

当該将来の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

売掛け金	2,065,512千円
------	-------------

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産（帳簿価額）

売掛け金	20,791千円
建物	31,486千円
機械装置	2,290,342千円
土地	264,901千円
計	2,607,522千円

② 担保に係る債務

割賦債務	79,245千円
短期借入金	450,310千円
長期借入金	1,925,463千円
計	2,455,018千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額	1,816,500千円
--------------------	-------------

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 5,576,984千円

(2) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は161,748千円であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,554,900株	30,000株	－株	6,584,900株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月13日 取締役会	普通株式	資本剰余金	19,480	3.00	2024年10月31日	2025年1月31日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月15日 取締役会	普通株式	資本剰余金	32,616	5.00	2025年10月31日	2026年1月30日

(3) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	第11回新株予約権	普通株式	45,700	－	45,700	－
	第13回新株予約権	普通株式	980,000	－	30,000	950,000
	第14回新株予約権	普通株式	116,500	－	－	116,500
合計			1,142,200	－	75,700	1,066,500

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組指針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は借入により調達しております。また投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。これについては時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、小水力発電事業を行う海外事業者の発電所開発資金等に対する貸付金であり、貸付先の財政状況等の悪化による回収不能リスクに晒されております。当該リスクに対しては、貸付先企業の財務内容等を定期的にモニタリングし、また共同出資者との連携を図るなど回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に係る資金調達や短期もしくは中期的な運転資金を目的としたものであります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に小形風力発電設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で16年後であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)受取手形、売掛金及び契約資産	2,065,512	2,065,512	—
(2)投資有価証券	653,323	653,323	—
(3)長期貸付金	50,000	50,821	821
資産計	2,768,835	2,769,656	821
(1)支払手形及び買掛金	643,034	643,034	—
(2)短期借入金	471,148	471,148	—
(3)未払金	84,756	84,756	—
(4)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	3,235,651	3,113,985	△121,665
(5)リース債務（短期のリース債務を含む）	11,210	10,654	△556
負債計	4,445,802	4,323,579	△122,222

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
組合等出資金	81,893

これらについては、「資産(2)投資有価証券」には、含めておりません。

（注2）組合等出資金は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しています。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	628,310	—	—	628,310
国債、社債等	—	24,053	—	24,053
その他	958	—	—	958
資産計	629,269	24,053	—	653,323

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	—	—	—
売掛金	—	2,065,512	—	2,065,512
長期貸付金	—	50,821	—	50,821
資産計	—	2,116,333	—	2,116,333
支払手形及び買掛金	—	643,034	—	643,034
短期借入金	—	471,148	—	471,148
未払金	—	84,756	—	84,756
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	3,113,985	—	3,113,985
リース債務（短期のリース債務を含む）	—	10,654	—	10,654
負債計	—	4,323,579	—	4,323,579

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

一部の上場株式及びその他は相場価格を用いて評価しております。上場株式及びその他は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。当社が保有している国債、社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額を当該貸付金の回収期間及び回収リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務（短期のリース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を当該借入金、リース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、北海道、千葉県、長崎県、山口県において賃貸用の土地を有しております。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
221,787	201,228

(注) 期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子・通信用 機器事業	再生可能エネルギー 一事業	
売上高			
モバイル通信インフラ	1,142,493	—	1,142,493
官公庁	2,610,899	—	2,610,899
公共プロジェクト	692,135	—	692,135
FA・計測・その他	583,956	—	583,956
太陽光発電所	—	310,481	310,481
風力発電所	—	237,017	237,017
顧客との契約から生じる収益	5,029,484	547,499	5,576,984
その他の収益	—	10,989	10,989
外部顧客への売上高	5,029,484	558,489	5,587,974

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子・通信用 機器事業	再生可能エネルギー 一事業	
売上高			
一時点で移転される財	4,885,905	503,466	5,389,371
一定の期間にわたり移転される財	143,579	44,033	187,612
顧客との契約から生じる収益	5,029,484	547,499	5,576,984
その他の収益	—	10,989	10,989
外部顧客への売上高	5,029,484	558,489	5,587,974

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,325,148
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,065,512
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	30,076
契約負債（期末残高）	71,232

契約負債は、主に製品の引渡前に顧客から受け取った対価や保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、27,992千円です。

なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	235,000
1年超2年以内	79,736

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

837円48銭

(2) 1株当たり当期純利益

41円23銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当の方法による第15回新株予約権(行使価額修正選択権付)、第16回新株予約権(行使価額修正選択権付)及び第17回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行)

当社は、2025年12月4日付の取締役会決議において、以下のとおり、Cantor Fitzgerald Europe(以下、「割当予定先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第15回新株予約権(行使価額修正選択権付)、第16回新株予約権(行使価額修正選択権付)及び第17回新株予約権(行使価額修正選択権付)(以下それぞれを「第15回新株予約権」、「第16回新株予約権」及び「第17回新株予約権」といい、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと(以下、「本第三者割当」といいます。)について決議しました。

【本第三者割当の概要】

(1)	割当日	2025年12月26日
(2)	発行新株予約権数	16,267個 第15回新株予約権 8,144個 第16回新株予約権 6,515個 第17回新株予約権 1,608個
(3)	発行価額	第15回新株予約権1個につき290円、第16回新株予約権1個につき283円、第17回新株予約権1個につき256円(総額4,617,153円)
(4)	当該発行による潜在株式数	1,626,700株(新株予約権1個につき100株) 第15回新株予約権 814,400株 第16回新株予約権 651,500株 第17回新株予約権 160,800株 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合があります。 本新株予約権について、当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合の下限行使価額は405.5円(発行決議直前取引日の終値の50%(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額))以下、「下限行使価額」といいます。)ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,626,700株です。
(5)	調達資金の額	1,277,899,553円(差引手取金概算額: 1,265,339,553円) (内訳) 第15回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 2,361,760円 新株予約権行使による調達額: 603,470,400円 第16回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,843,745円 新株予約権行使による調達額: 497,746,000円 第17回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 411,648円 新株予約権行使による調達額: 172,056,000円 (注)

(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、第15回新株予約権につき741円(条件決定日に先立つ1か月間における各取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。))の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。)(以下、「条件決定日参照値」といいます。)の97%(円未満切上げ。)に相当する金額)、第16回新株予約権につき764円(条件決定日参照値(円未満切上げ。)に相当する金額)、第17回新株予約権につき1,070円(条件決定日参照値の140%(円未満切上げ。)に相当する金額)とします。</p> <p>本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各回号について個別に、修正日において行使価額の修正が生じることとすることができます(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。)。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)の10取引日目以降、本新株予約権に係る行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の最終取引日(以下、「修正基準日」といいます。)の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値)(以下、「東証終値」といいます。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」といいます。)に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額である405.5円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「修正日」とは、本新株予約権の発行要項第11項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>割当予定先は、株券の貸借を用いて行使当日までにつなぎ売りをした上で行使請求を行う前提等はないため、行使判断から数えると4営業日間の価格変動リスク(受渡日において市場価格が行使価額を下回っているリスク)を負った上で行使を行うこととなります。したがって、日次で行使価額が修正される場合は、短期のボラティリティに行使判断が大きく左右され、結果的に行使の蓋然性が限定されることとなります。一方で、行使価額が一定期間固定される場合には、株価が上方に乖離した際に積極的な行使が可能となり、行使の蓋然性を一定以上確保することが可能となります。当社の株価が上昇した場合により高い行使価額で調達可能となる行使価額修正型におけるメリットを過度に毀損しない適切な水準として週次での修正としております。</p>
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8)	本新株予約権の行使期間	2025年12月29日から2028年12月28日までの期間

(9)	譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権にかかる買取契約(以下、「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結する予定です。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025年12月26日(割当日)における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10)	その他	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の停止 ・当社による本新株予約権の買戻 ・当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。) <p>なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>
(注)	資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額でありますが、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。	

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	721,275	流 動 負 債	108,512
現 金 及 び 預 金	57,520	短 期 借 入 金	20,838
売 掛 金	3,116	1年内返済予定の関係会社長期借入金	2,277
商 品 及 び 製 品	34	リ 一 斯 債 務	919
関係会社短期貸付金	337,550	未 払 金	66,569
前 払 費 用	2,810	未 払 費 用	2,393
未 収 入 金	126,073	未 払 法 人 税 等	6,113
そ の 他	212,892	契 約 負 債	1,600
貸 倒 引 当 金	△18,721	前 受 金	5,768
固 定 資 產	2,893,326	預 り 金	1,502
有 形 固 定 資 產	230,340	賞 与 引 当 金	480
建 物	0	そ の 他	50
機 械 及 び 装 置	14,934	固 定 負 債	118,560
工具、器具及び備品	91	関係会社長期借入金	49,662
車両運搬具	4,455	退職給付引当金	655
土 地	210,858	繰延税金負債	9,439
建 設 仮 勘 定	0	そ の 他	58,803
無 形 固 定 資 產	0	負 債 合 計	227,072
ソ フ ト ウ ェ ア	0	純 資 產 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 產	2,662,986	株 主 資 本	3,314,653
投 資 有 価 証 券	137,177	資 本 金	2,710,814
関 係 会 社 株 式	1,592,900	資 本 剰 余 金	1,798,855
出 資 金	200	資 本 準 備 金	326,054
長 期 貸 付 金	50,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,472,801
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	890,016	利 益 剰 余 金	△1,133,623
そ の 他	44,542	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,133,623
貸 倒 引 当 金	△51,850	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,133,623
繰 延 資 產	1,130	自 己 株 式	△61,394
株 式 交 付 費	1,130	評 価 ・ 換 算 差 額 等	65,903
資 產 合 計	3,615,732	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	65,903
		新 株 予 約 権	8,103
		純 資 產 合 計	3,388,659
		負 債 純 資 產 合 計	3,615,732

損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		146,205
売 上 原 価		948
売 上 総 利 益		145,256
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		343,551
營 業 損 失 (△)		△198,295
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,662	
受 取 配 当 金	484	
為 替 差 益	926	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	229,534	
そ の 他	2,052	252,660
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,635	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,682	
株 式 交 付 費 償 却	2,340	6,658
経 常 利 益		47,705
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	124,370	124,370
税 引 前 当 期 純 利 益		172,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△72,876	
法 人 税 等 調 整 額	△1,175	△74,051
当 期 純 利 益		246,127

株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					利益剰余金 その他利益剰余金 △1,379,751	利益剰余金 △1,379,751		
	資本剰余金								
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	△1,379,751	△1,379,751				
当期首残高	2,700,375	563,666	1,244,229	1,807,896	△1,379,751	△1,379,751	△1,379,751		
当期変動額									
資本準備金の取崩	—	△250,000	250,000	—	—	—	—		
剩余金（その他資本剰余金）の配当	—	1,948	△21,428	△19,480	—	—	—		
新株の発行	10,439	10,439	—	10,439	—	—	—		
当期純利益	—	—	—	—	246,127	246,127	246,127		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	10,439	△237,612	228,571	△9,040	246,127	246,127	246,127		
当期末残高	2,710,814	326,054	1,472,801	1,798,855	△1,133,623	△1,133,623	△1,133,623		

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△61,394	3,067,126	△1,084	△1,084	8,845	3,074,887
当期変動額						
資本準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
剩余金（その他資本剰余金）の配当	—	△19,480	—	—	—	△19,480
新株の発行	—	20,878	—	—	—	20,878
当期純利益	—	246,127	—	—	—	246,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	66,987	66,987	△741	66,245
当期変動額合計	—	247,526	66,987	66,987	△741	313,772
当期末残高	△61,394	3,314,653	65,903	65,903	8,103	3,388,659

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…事業年度末の市場価格等に基づく時価法。なお、時価法の適用により生じた評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法により評価しております。

② 棚卸資産

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………… 定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び太陽光発電所に係る機械装置、及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 ……………… 8年～15年

機械及び装置…………… 17年～20年

工具、器具及び備品 …… 3年～8年

車両運搬具 ……………… 2年～5年

② 無形固定資産 ……………… 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）… 5年

(社内における利用可能期間)

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……………… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ……………… 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社は子会社等の経営管理及びそれに附帯または関連する業務を行っており、当社の子会社等を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社等に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(関係会社への貸付金の評価)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社短期貸付金 337,550千円

貸倒引当金 △12,000千円

関係会社長期貸付金 890,016千円

貸倒引当金 △51,850千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社貸付金の評価は、子会社の財政状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し等を総合的に考慮し、毎期回収可能額の見積りを行っております。なお、関係会社において債務超過となつた場合は、債務超過の金額に応じて貸倒引当金を計上しています。また、一部の関係会社については当該関係会社の所有する棚卸資産の評価に影響を受けることから、見積りの内容に関する理解に資する情報については「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 ①棚卸資産の評価（再生可能エネルギー売電権利及び発電設備）」口。その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金、リース会社に対しての未払リース料、割賦債務残高について、次のとおり債務保証を行っております。

㈱多摩川エナジー	892,442千円
㈱GPエナジー3	15,390千円
㈱GPエナジー3-A	27,415千円
(同)GPエナジーC	63,855千円
(同)GPエナジーE	64,894千円
(同)GPエナジーF	21,004千円
(同)GPエナジーG	55,631千円
(同)GPエナジーH	884,381千円
(同)GPエナジーI	166,411千円
計	2,191,423千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	43,821千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	335,093千円
短期金銭債務	60,926千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	136,596千円
② 営業取引以外の取引高（営業外収益）	18,969千円
③ 営業取引以外の取引高（営業外費用）	1,023千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	61,508株	-株	-株	61,508株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	261,590
減損損失	22,160
貸倒引当金繰入超過額	22,236
関係会社株式評価損	8,312
投資有価証券評価損	15,306
その他	7,049
繰延税金資産合計	336,656
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△261,590
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△73,924
評価性引当額合計	△335,515
繰延税金資産の合計	1,141
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,106
その他	△473
繰延税金負債合計	△10,580
繰延税金負債の純額	△9,439

(注) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)多摩川電子	310,000	通信機器製造	所有直接100	有4名	有	業務委託料の受取(注1)	54,960	－	－
							資金の借入(注2)	－	1年内返済予定の関係会社長期借入金	2,277
							グループ通算制度に伴う通算税効果額	－	未収入金	119,363
							配当金の受取	52,500	未払金	－
	(株)多摩川エナジー	10,000	再生可能エネルギー事業	所有直接100	有4名	有	業務委託料の受取(注1)	24,000	売掛金	2,530
							経費の立替等	－	立替金	119,814
							資金の貸付(注3)	－	関係会社短期貸付金	5,800
								－	関係会社長期貸付金	262,300
							利息の受取(注3)	4,079	未収収益	6,407
							銀行借入に関する債務保証(注4)	884,515	－	－
(株)GPエナジー3	1,000	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	資金の借入(注2)	－	関係会社長期借入金	40,662	
							子会社の割賦債務残高に対する債務保証(注5)	18,639	－	－
							銀行借入に関する債務保証(注4)	21,166	－	－

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(同)GPエナジーC	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	資金の貸付(注3)	-	関係会社短期貸付金(注6)	12,000
							子会社の割賦債務残高に対する債務保証(注5)		関係会社長期貸付金(注6)	51,850
							76,110	-	-	-
	(同)GPエナジーD	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	資金の貸付(注3)	-	関係会社短期貸付金	49,000
							77,043		関係会社長期貸付金	178,722
	(同)GPエナジーE	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	資金の貸付(注3)	-	関係会社長期貸付金	-
							77,043		関係会社長期借入金	9,000
	(同)GPエナジーF	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	銀行借入に関する債務保証(注4)	12,644	-	-
	(同)GPエナジーG	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	銀行借入に関する債務保証(注4)	61,787	-	-
	(同)GPエナジーH	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	資金の貸付(注3)	-	関係会社長期貸付金	164,600
							993,000		-	-
	(同)GPエナジーI	100	再生可能エネルギー事業	所有間接100	有1名	有	資金の貸付(注3)	-	関係会社長期貸付金	159,237
	THEG PTE. LTD.	16,382	再生可能エネルギー事業	所有直接100	有1名	有	銀行借入に関する債務保証(注4)	188,092	-	-
							13,852	関係会社短期貸付金	270,750	
								関係会社長期貸付金	67,306	

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 主に総務・経理業務及び経営関連業務について業務委託契約を締結し業務委託料を徴収しております。
- (注2) 資金の借入に係る利息については、当社の経営判断に基づき、双方協議の上決定しております。なお、担保の提供はありません。
- (注3) 資金の借入に係る利息については、当社の経営判断に基づき、双方協議の上決定しております。なお、担保の提供はありません。
- (注4) 子会社の銀行借入につき、債務保証を行っております。なお、保証料は受取っておりません。

(注5) 子会社の割賦債務に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受取っておりません。

(注6) (同) G P エナジーCへの短期貸付金に対し、12,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、同社への長期貸付金に対し、51,850千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金繰入額は計上しておりません。

8. 収益認識に関する注記

「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	518円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 酒 井 俊 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2024年11月1日から2025年10月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年12月4日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正選択権付新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 酒 井 俊 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2024年11月1日から2025年10月31までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年12月4日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正選択権付新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月22日

株式会社多摩川ホールディングス 監査役会

常勤監査役 長 濱 隆 印

社外監査役 仲 田 隆 介 印

社外監査役 古 川 清 印

監 査 役 辰 奥 博 之 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。そのうち1名は任期満了をもって退任し、新たに1名を選任することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ます 槻 ざわ 泽 (1961年5月11日生)	1985年4月 和光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 1994年6月 コメルツバンクサウスイーストアジア入社（マネージャー） 1998年6月 H S B C銀行バイスプレジデント就任 1999年12月 バークレイズプライベートバンク ディレクター就任 2003年1月 タイムスクエアベンチャー マネージングディレクター就任 2003年7月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）執行役員就任 2004年7月 同社 代表取締役社長就任 2012年4月 当社 執行役員就任 2012年6月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2018年4月 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長就任 2018年6月 株式会社T H D総合研究所 代表取締役社長就任（現任） 2018年9月 THEG PTE. LTD. Director就任（現任） 2024年10月 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長就任（現任）	249,500株
2	ます やま けい た 増 山 慶 太 (1975年10月3日生)	2001年4月 エンゼル証券株式会社入社 2004年10月 フェニックスパートナー株式会社入社 2005年12月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）入社 2014年6月 株式会社T O Pコンサルティング 取締役就任（現任） 2015年6月 当社 取締役就任（現任） 2015年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2015年11月 税理士登録 2015年12月 税理士法人トップ会計事務所 社員就任 2018年6月 株式会社多摩川エナジー 取締役就任（現任） 2022年6月 株式会社イーティックスデータファーム 社外取締役就任（現任） 2022年6月 杉本電機産業株式会社 社外監査役就任（現任） 2022年7月 税理士法人トップ会計事務所 代表社員就任（現任）	22,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	かみ ばやし のり こ 上林典子 (1977年1月8日生)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 弁護士法人リレーション 社員就任 2015年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 2018年6月 当社 取締役就任（現任） 2019年4月 上林法律事務所入所（現任）	800株
4	すず き じゅん いち 鈴木淳一 (1971年9月19日生)	1992年4月 株式会社多摩川電子入社 2008年4月 同社 設計部部長 2013年6月 同社 取締役就任（現任） 2015年4月 TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD 社長就任（現任） 2020年6月 当社 取締役就任（現任）	5,200株
5	くさ か なる ひと 日下成人 (1962年1月15日生)	1989年4月 株式会社クサカ 入社 1999年7月 同社 代表取締役就任（現任） 2009年6月 当社 取締役就任 2018年6月 当社 取締役退任 2020年6月 当社 取締役就任（現任）	1,800株
6	みや ち つかさ 宮地つかさ (1966年12月27日生)	1989年4月 野村證券株式会社入社 1995年8月 同社 北京事務所配属 1996年12月 野村国際香港配属 2000年6月 野村證券株式会社 研修部配属 2001年6月 野村国際香港配属 2005年1月 野村シンガポール配属 2012年4月 パークレイズバンクシンガポール入社 2021年5月 日本ウェルスシンガポール シニアウェルスマネージャー就任（現任） 2023年6月 当社 取締役就任（現任）	—
7	き むら ちから 木村力 (1974年2月9日生)	1994年4月 株式会社多摩川電子入社 2011年6月 同社 製造部部長 2014年6月 同社 取締役就任（現任） 2024年6月 当社 取締役就任（現任）	2,100株
8	まつ みや ひろ ゆき 松宮弘幸 (1966年9月1日生)	1990年4月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 2020年11月 佐藤製薬株式会社入社 2024年6月 当社 入社 2024年10月 当社 経営企画部部長（現任） 2025年1月 当社 取締役就任（現任） 株式会社多摩川エナジー 取締役就任（現任）	—
9	た なか ひろ し 田中泰史 (1979年8月7日生)	1998年4月 株式会社多摩川電子入社 2015年4月 同社 システム部 部長代理 2024年4月 同社 技術部 部長 2025年4月 同社 取締役 兼 技術部 部長（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 上林典子氏及び日下成人氏は、社外取締役候補者であります。
 　なお、当社は上林典子氏及び日下成人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
 　①上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化が期待されます。

化に繋がるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏には、弁護士としての経験を生かし、当社において主に独立性をもって経営の監視を遂行していただくことを期待しております。

②日下成人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社クサカの経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えておられる為、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏には、企業経営に対する卓越した経験と見識を生かし、引き続き当社の経営を監督していただこうことを期待しております。

4. 当社は現在、上林典子氏及び日下成人氏との間において、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. ①上林典子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年7ヶ月となります。
②日下成人氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年7ヶ月となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の古川清氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地 位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
ふる かわ きよし 古川 清 (1955年1月12日生)	1978年4月 東京国税局 入局 1992年7月 同局不服審判所 出向 1995年7月 同局調査第一部 主査 1999年7月 金融監督庁 出向 2003年7月 東京国税局調査第一部 國際稅務専門官 2005年7月 金融庁 檢査局 審査課 課長補佐 2007年7月 同庁 檢査局 総務課 特別検査官 2011年3月 同庁 退職 2011年7月 税理士登録 古川清税理士事務所開設 2018年6月 当社監査役 就任（現任） 2025年2月 古川清税理士事務所をれん税理士法人と経営統合 2025年4月 同法人 千葉中央事務所代表社員税理士（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 古川清氏は、社外監査役候補者であります。
 　なお、当社は古川清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。
 3. 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
 (1)社外監査役候補者の選任理由および独立性
 　①古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知識・経験等をもとに当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 　②社外監査役候補者は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 　③社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもありません。
 (2)社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
 　古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知識・経験等を備えておられるため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は現在、古川清氏との間において、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 古川清氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年7ヶ月となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者は、社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
たい こ ただし 大 鼓 忠 (1947年7月5日生)	<p>1998年4月 株式会社東芝 映像事業本部 経理部長 2000年1月 同社 英国社 経理部長 2001年12月 同社 DDC 経理部長 2002年4月 東芝松下ディスプレイテクノロジー株式会社 取締役経理部長 2004年6月 同社 常務取締役経理部長 2005年6月 同社 専務取締役経理部長 2008年6月 株式会社クエスト 監査役 2012年6月 同社 常勤顧問</p>	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

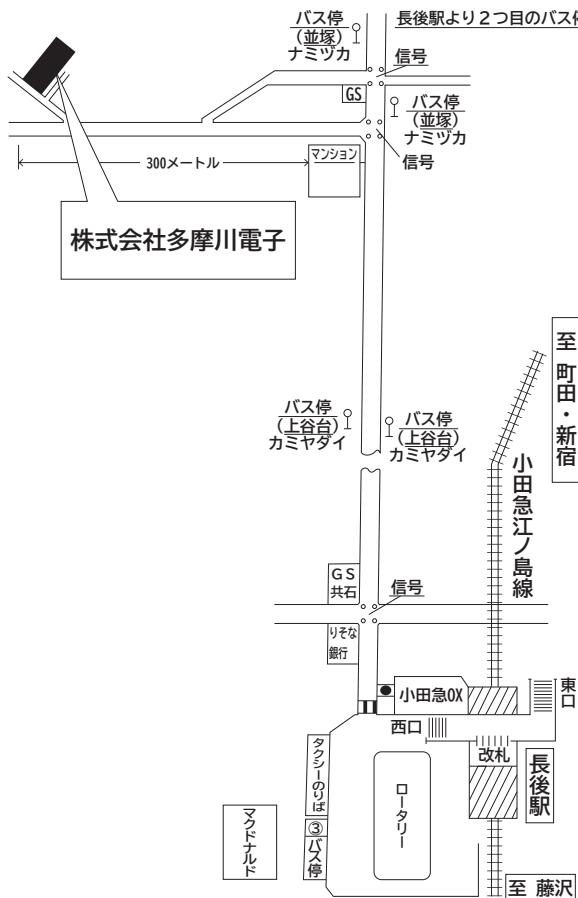
2. 補欠監査役候補者の選任理由

大鼓忠氏は、30年以上にわたり株式会社東芝の経理部に在籍し、2002年4月から2008年6月まで東芝のグループ会社である東芝松下ディスプレイテクノロジー株式会社（現 株式会社ジャパンディスプレイ）において取締役経理部長（最終職歴は専務取締役経理部長）の職務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2008年6月から2012年6月まで株式会社クエストにおいて監査役に従事しておられ、その経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠監査役候補者として選任をお願いするものです。

3. 大鼓忠氏が補欠監査役に選任され、その後、監査役に就任することとなった場合には、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。大鼓忠氏が監査役に就任した場合には、当該保険の被保険者となる予定であります。

以 上

第58回定期株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号
 株式会社多摩川電子 3階会議室
 T E L : 0467-76-2291

交通：小田急江ノ島線長後駅下車 藤沢より
 5つ目の駅（急行で2つ目）
 バス③番乗場のバスに乗りし、2つ目
 の並塚バス停下車